

2022年12月11日（日）

2022年度第2回てんかん診療支援コーディネーター研修会

利用できる社会福祉制度

国立精神・神経医療研究センター病院
医療連携福祉相談部
社会福祉士/精神保健福祉士 原静和

医療ソーシャルワーカーとは？

保健医療機関において、社会福祉の立場から患者さんやその家族の方が抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助をし、社会復帰の促進を図る業務を行う。

SW(ソーシャルワーカー)
MSW(医療ソーシャルワーカー)
MHSW(精神科ソーシャルワーカー)

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有している。

厚生労働省 医療ソーシャルワーカー業務指針



社会資源とは？

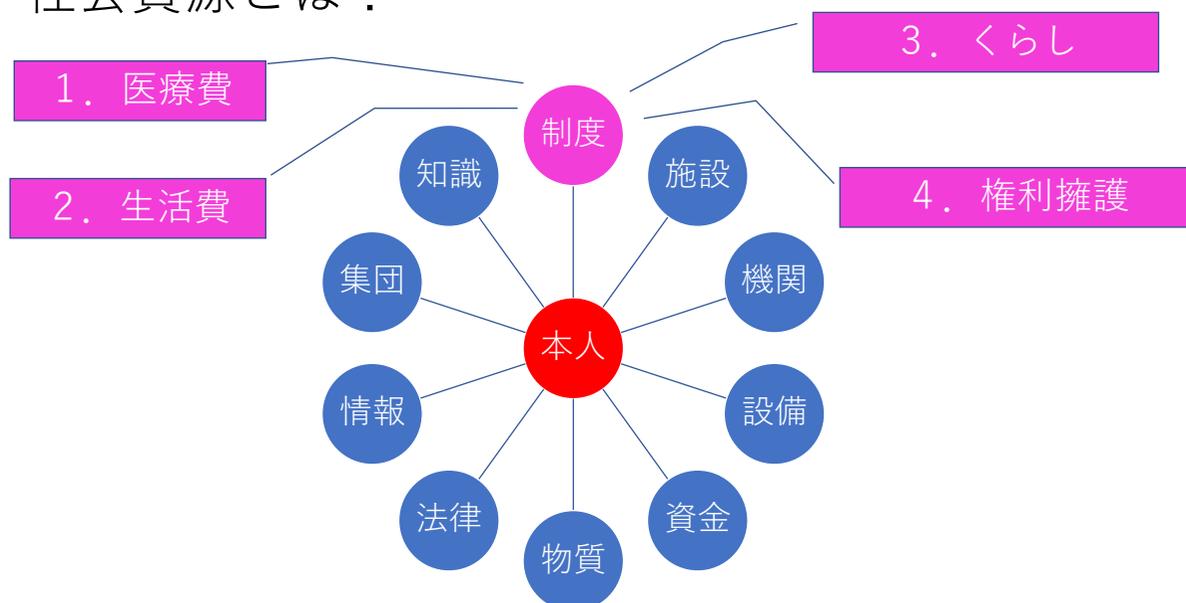


利用者がニーズを充足したり、
問題解決するために活用される

各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団、個人の有する知識や技術等を総称していう。

『精神保健福祉用語辞典』中央法規より

社会資源とは？



利用できる社会福祉制度

1. 医療費
2. 生活費
3. くらし
4. 権利擁護

利用できる社会福祉制度

1. 医療費
2. 生活費
3. くらし
4. 権利擁護

・毎月の受診料、お薬代が負担
・入院して検査（手術）することになったので入院費用が心配……。



1. 医療費

自立支援医療（精神通院医療）

対象：てんかんと診断され、**通院**による医療が継続的に必要な方
てんかんを精神科以外で治療している場合も対象となる

内容：通院で行われる医療（外来、投薬、デイケア、訪問看護）の自己負担が**原則1割**になる（所得制限あり）。この制度が使えるのは指定機関のみ
原則1病院、1薬局
有効期間は1年で毎年継続（更新）手続きが必要

申請窓口：市区町村

1. 医療費

自立支援医療（精神通院医療）

| 所得区分 | 所得の条件 | 負担上限額 |
|--------|---|--------|
| 生活保護 | 生活保護世帯又は支援給付世帯 | 0円 |
| 低所得1 | 区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円以下の世帯（公的年金収入等含む） | 2500円 |
| 低所得2 | 区市町村民税非課税世帯 本人収入80万円超える方（公的年金収入等含む） | 5000円 |
| 中間所得層1 | 区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限額はなく、自己負担は医療費の1割 | 5000円 |
| 中間所得層2 | 区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円～23万5千円未満の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、負担上限額はなく、自己負担は医療費の1割 | 10000円 |
| 一定所得以上 | 区市町村民税（所得割）額が合計23万5千円以上の世帯 高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方 (重度かつ継続)に非該当の方は、この制度を利用できません | 20000円 |

1. 医療費

高額療養費

対象：健康保険加入者

内容：1か月の医療費自己負担分が一定額を超えた場合に払い戻される。

所得に応じて月額上限がある。医療機関窓口で支払いの後、保険者へ請求をする。

※**限度額適用認定証**をもらっておくと、1か月（1日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担上限額までとなる。

申請窓口：保険証発行元

1. 医療費

重度心身障害者医療費助成制度（マル障）

対象：東京都の場合、身体障害者手帳1級・2級の方（内部障害3級含む）、療育手帳1度・2度の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

内容：医療費の自己負担分の一部または全部を助成。対象となる手帳等級や所得制限内容は自治体により異なる。

申請窓口：市区町村

1. 医療費

小児慢性特定疾患医療費助成制度

対象：18歳（もしくは20歳）未満で、症状が認定基準を満たす方。
West症候群、重症乳児ミオクロニーてんかん、レノックス・ガストー症候群など現在、788疾病が指定されている。

内容：医療費の自己負担分の一部または全部、入院時食事療養費標準負担額の1/2を助成

申請窓口：保健所、保健福祉センターなど

1. 医療費

| 階層区分 | 年収の目安 (夫婦2人子ども1人世帯の場合) | | 自己負担上限額 | | |
|------|-------------------------------------|------------------|---------|---------|-----------|
| | | | 一般 | 重症* | 人工呼吸器等装着者 |
| I | 生活保護等 | | 0円 | | |
| II | 市町村民税 非課税 | 低所得 I (~約80万円) | 1,250円 | | 500円 |
| III | | 低所得 II (~約200万円) | 2,500円 | | |
| IV | 一般所得 I (市区町村民税7.1万円未満、~約430万円) | | 5,000円 | 2,500円 | |
| V | 一般所得 II (市区町村民税25.1万円未満、~約850万円) | | 10,000円 | 5,000円 | |
| VI | 上位所得 (市区町村民税25.1万円以上、約850万円~) | | 15,000円 | 10,000円 | |
| | 入院時の食費 | | 1/2自己負担 | | |

※重症 ①高額な医療費が長期的に継続する者（医療費総額が5万円/月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円/月）を超える月が年間6回以上ある場合）、②現行の重症患者基準に適合するもの、のいずれかに該当。

小児慢性特定疾病情報センターHPより

1. 医療費

難病医療費助成制度

対象：「指定難病」と診断され、「重症度分類」に照らして症状の程度が一定程度以上の方。

現在、338疾病が指定されており、東京都は独自に8疾病を加えている。

内容：医療費や一部の介護サービスに係る費用の助成

申請窓口：保健所、市区町村

1. 医療費

○医療費助成における自己負担上限額(月額)

(単位:円)

| 階層区分 | 階層区分の基準 ()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安 | | 自己負担上限額(外来+入院)(患者負担割合:2割) | | |
|--------|--|------------|---------------------------|---------|-----------|
| | | | 一般 | 高額かつ長期* | 人工呼吸器等装着者 |
| 生活保護 | — | | 0 | 0 | 0 |
| 低所得Ⅰ | 市町村民税非課税(世帯) | 本人年収～80万円 | 2,500 | 2,500 | 1,000 |
| 低所得Ⅱ | | 本人年収80万円超～ | 5,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅰ | 市町村民税課税以上7.1万円未満(約160万円～約370万円) | | 10,000 | 5,000 | |
| 一般所得Ⅱ | 市町村民税7.1万円以上25.1万円未満(約370万円～約810万円) | | 20,000 | 10,000 | |
| 上位所得 | 市町村民税25.1万円以上(約810万円～) | | 30,000 | 20,000 | |
| 入院時の食費 | | | 全額自己負担 | | |

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者(例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上)。

難病情報センターHPより

1. 医療費

乳幼児医療費助成制度（マル乳）

対象：小学校入学前までの乳幼児

義務教育就学児医療費助成制度（マル子）

対象：小学生、中学生

内容：医療保険の対象となる医療費、薬剤費等
※所得による制限がある

申請窓口：市区町村

1. 医療費

高校生等医療費助成制度（マル青）

東京都は令和5年4月1日から、子供医療費助成の対象を高校生年齢相当のお子さままで拡大します。

※高校等に在学していない方も対象
（就職、婚姻も問いません）



1. 医療費

年齢、心身の状態（障害者手帳の有無）、所得、お住まいの自治体によって使える制度が異なる。

また、都外の利用となると償還払い（いったん費用の全額を立て替えて支払い、申請により後で規定の額が払い戻される）となり一時負担が発生するものもある。

利用できる社会福祉制度

1. 医療費
2. 生活費
3. くらし
4. 権利擁護

・病気があって働けなくて生活費が心配……。

・どんな手当てがあるんだろう。



2. 生活費

障害年金

対象：病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金。

20歳未満で年金に加入していない時期に初診日がある方も受けられる。

内容：障害基礎年金、障害厚生年金があり、等級ごとに支給額が異なる。発作の種類や頻度によっては非該当になることもある。

申請窓口：市区町村、年金事務所

2. 生活費

障害年金

障害基礎年金：病気やケガで初めて医師の診療を受けたとき（初診日）に
国民年金に加入していた場合、
20歳前に初診日がある場合

→市区町村

障害厚生年金：初診日に厚生年金に加入していた場合

→年金事務所

2. 生活費

障害年金

※障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられている

- (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

※65歳を過ぎると原則申請できない

2. 生活費

特別児童扶養手当

対象：20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される。

おおむね身体障害者手帳1～3級程度、おおむね療育手帳1～3度程度、あるいは同等の疾病による障害児

内容：1級 月額52,400円、2級 月額34,900円

※所得制限あり

申請窓口：市区町村

2. 生活費

障害児福祉手当

対象：20歳未満の精神又は身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護の必要がある在宅のもの

内容：月額 14,850円

※所得制限あり

申請窓口：市区町村

2. 生活費

特別障害者手当

対象：20歳以上で精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅のもの

内容：月額 27,300円

※所得制限あり

申請窓口：市区町村

2. 生活費

傷病手当

対象：被保険者が病気やケガのために3日以上就労できず給与が支払われない場合

内容：1日につき標準報酬月額の6割相当額が支給される

期間は4日目から最長1年6か月

給与が支払われる場合でも給付額に満たない場合はその差額分が支給される

申請窓口：勤務先の健康保険担当部署

2. 生活費

生活保護

さまざまな理由により生活に困窮している方に対して最低限度の生活を保障し、自立した生活ができるよう援助する制度。

世帯の収入だけでは国が定める保護基準（最低生活費）に満たない場合に、受けられる。

8つの扶助

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、
介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

申請窓口：福祉事務所

利用できる社会福祉制度

1. 医療費

2. 生活費

3. 暮らし

4. 権利擁護

・生活のサポートを受けたい

・家族の介護負担が心配



3. 暮らし

障害者手帳

一定程度の障害状態にあることを認定するもの。
てんかんがある方は主に精神障害者の福祉が利用できる。
発達期において知的機能に障害が認められる方は療育手帳、身体機能に障害がある方は身体障害者手帳の申請が可能。

税金の控除や減免、交通運賃や公共料金等の割引、
自治体独自に定めた各種サービスがある。
障害者雇用で働く際に必要。

申請窓口：市区町村



3. くらし

障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳 てんかんの障害等級判定基準

1級 ハ、ニの発作が月に1回以上ある場合

2級 イ、口の発作が月に1回以上ある場合、ハ、ニの発作が年に2回以上ある場合

3級 イ、口の発作が月に1回未満の場合、ハ、ニの発作が年に2回未満の場合

発作のタイプ

- イ 意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

3. くらし

障害者総合支援法

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

対象：身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等

内容：居宅介護、短期入所、生活介護、就労継続支援、グループホーム、放課後等デイサービスなど

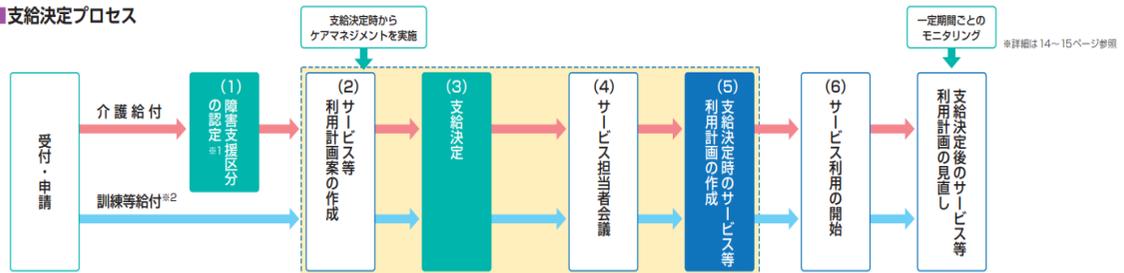
申請窓口：市区町村

3. くらし

障害者総合支援法

サービス利用までの流れ (全国社会福祉協議会冊子より)

■支給決定プロセス



※1 「同行支援」の利用申請の場合
障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行支援アセスメント調査票の基準を満たす
必要があります。

※2 「共同生活援助」の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

3. くらし

障害者総合支援法

日常生活用具給付等 頭部保護帽

小平市

対象：

- (1) 知的障害に係る障害の程度が1度又は2度の者でてんかん発作等により頻繁に転倒するもの
- (2) 肢体不自由な者で頻繁に転倒するもの又はその恐れがあるもの

上限額：

- (1) (2) 及び (3) 以外のもの 12,160円
- (2) スポンジ及び革が主材料のもの 15,656円
- (3) スポンジ、革及びプラスチックが主材料のもの 37,852円

3. くらし

介護保険

対象：第1号被保険者 65歳以上の方
第2号被保険者 40歳から64歳までの医療保険加入者で
特定疾病が原因で介護が必要な方

※特定疾病とは

1.がん（末期） 2.関節リウマチ 3.筋萎縮性側索硬化症 4.後縦靭帯骨化症 5.骨折を伴う骨粗しょう症 6.初老期における認知症 7.進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 8.脊髄小脳変性症 9.脊柱管狭窄症 10.早老症 11.多系統萎縮症 12.糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 13.脳血管疾患 14.閉塞性動脈硬化症 15.慢性閉塞性肺疾患 16.両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

3. くらし

介護保険

サービスを利用する手順

- ①市役所・地域包括支援センターにて申請（代行も可能）
- ②認定調査（訪問）＋主治医の意見書
- ③審査・判定（原則30日以内に通知）
- ④ケアプランの作成
- ⑤介護サービス開始



3. くらし

介護保険

サービス内容

自宅に訪問：訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ

施設に通う：通所介護、通所リハビリ

短期入所：短期入所生活介護

地域密着型：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護

施設等で生活：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設

福祉用具：介護ベッドレンタル、手すりレンタル、シャワーチェア購入、住宅改修など



3. くらし

介護保険

小平市地域包括支援センター（高齢者あんしん相談窓口）

●お住まいの圏域にある地域包括支援センターへ出張所にご相談ください。

相談受付時間

月～金 8:30～17:15
土 8:30～17:15 (ひやきの日は9:00～17:00)
※土曜日は各種申請受付と緊急時の相談のみ

休業日：日・祭日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）※日・祝 緊急時の電話による相談のみ

西圏域

小平市
地域包括支援センター
けやきの郷

住所：小平市小川町1-485
ひやきの郷
電話：042-349-2331

中央西圏域

小平市
地域包括支援センター
小川ホーム

住所：小平市小川町2-35-2
小川ホーム
電話：042-347-6033

中央圏域

小平市
地域包括支援センター
中央センター（基幹型）

住所：小平市小川町2-1333
中央センター
電話：042-345-0691

中央東圏域

小平市地域包括支援センター
多摩清生ケアセンター

住所：小平市美濃町3-12-1
多摩清生ケアセンター内
電話：042-349-2123

東圏域

小平市地域包括支援センター
小平健成苑

住所：小平市鈴木町2-230-3
健成苑老人ホーム（小平健成苑内）
電話：042-451-8813

出張所 相談受付時間

月～金 9:00～17:00
※ただし緊急対応時などは不在となる場合があります

休業日：土・日・祭日・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

小平市地域包括支援センター けやきの郷 たかのの郷 白出張所

住所：小平市美濃町1-7-10
（シティホーム館の台#4 1階）
電話：042-316-3367

小平市地域包括支援センター 小川ホーム 四小通り出張所

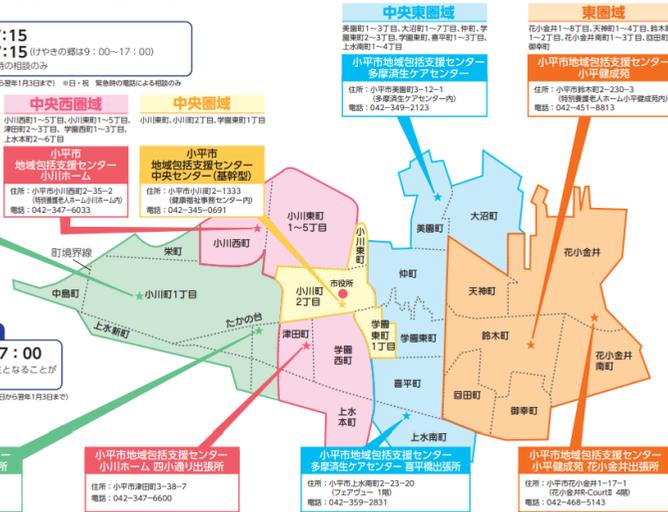
住所：小平市津田町3-38-7
電話：042-347-6600

小平市地域包括支援センター 多摩清生ケアセンター 昌平橋出張所

住所：小平市上水南町2-23-20
（フェアビュー 1階）
電話：042-359-2831

小平市地域包括支援センター 小平西圏域 花小倉井出張所

住所：小平市花小倉井1-17-1
（花小倉井CourtE 4階）
電話：042-468-5143



利用できる社会福祉制度

1. 医療費
2. 生活費
3. 暮らし
4. 権利擁護

・お金の管理が心配
・契約や手続きが難しくて一人ではできない



4. 権利擁護

成年後見制度

知的障害・精神障害・認知症などによって判断能力が十分ではない方を保護し、支援する制度。

■任意後見制度

判断能力が不十分になった場合に備え、自分自身で支援する人や契約内容を契約により決めておく制度

■法定後見制度

判断能力により後見・保佐・補助の3類型があり、家庭裁判所によって後見人・保佐人・補助人を選任する制度

4. 権利擁護

成年後見制度

| | | 後見 | 保佐 | 補助 |
|------------------|----------------|--|---|---|
| 対象となる方 | | 判断能力が全くない方 | 判断能力が著しく不十分な方 | 判断能力が不十分な方 |
| 申し立てができる方 | | 本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市町村長など | | |
| 成年後見人等の権限 | 必ず与えられる権限 | 財産管理についての全般的な代理権・取消権（日常生活に関する行為を除く） | 決定の事項（※1）についての同意権（※2）・取消権（日常生活に関する行為を除く） | — |
| | 申し立てにより与えられる権限 | — | 特定の事項（※1）以外についての同意権（※2）・取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為（※3）についての代理権 | 特定の事項（※1）以外の事項の一部についての同意権（※2）・取消権（日常生活に関する行為を除く） 特定の法律行為（※3）についての代理権 |
| 本人の同意 | | 不要 | 必要 （保佐人に代理権を与える審判） | 必要 （補助開始の審判、補助人の同意権・代理権を与える審判） |
| 制度を利用した場合の資格等の制限 | | 医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、印鑑登録が抹消されるなど | 医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う | — |

※1 借入金、訴訟更衣、相続の承認・放棄などの事項、

※2 特定の法律行為を行う場合に、本人に不利益がない場合の同意権限

※3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されない

法務省HPより

4. 権利擁護

地域福祉権利擁護事業

知的障害・精神障害・認知症などにより判断能力が十分でない方を対象に、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かりなどの支援を実施。

窓口：社会福祉協議会

4. 権利擁護

地域福祉権利擁護事業

| 福祉サービスの種類 | サービスの内容 | 利用料金 |
|--------------|--|-----------------------------------|
| 福祉サービスの利用援助 | 福祉サービスの利用手続きや、利用料の支払いなど | 基本料金 ・通帳本人保管 1回1時間まで 1,500円 |
| 日常的な金銭管理サービス | 生活費の預金からの払い戻し、公共料金や家賃の支払い援助など | ・通帳社協預り 1回1時間まで 2,800円 |
| 日常生活援助 | サービス利用者が日常生活を送る上で必要な行政サービスなど | ・以降30分までごとに600円加算 |
| 書類等の預りサービス | 年金証書、預金通帳、権利証、契約書類、保険証書、実印、銀行印など大切な書類を銀行の貸金庫で保管。 | 1ヶ月1,000円 |

小平市社会福祉協議会HPより

4. 権利擁護

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の比較

| | 成年後見制度（法定後見制度） | 地域福祉権利擁護事業 |
|---------|--|---|
| 支援内容 | 財産管理、身上監護に関する法律行為 | 福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、書類預りサービス |
| 利用手続き | 家庭裁判所の審判 | 実施主体（社協）と利用者本人との契約 |
| サービス提供者 | 成年後見人・保佐人・補助人 | 生活支援員、専門員（社協の職員等） |
| 関わり方 | 法律行為中心 | 日々の生活への支援が中心 |
| 法的な権限 | 強い 代理権・同意権・取消権がある（後見人等の権限の範囲は、家庭裁判所の決定による） | 弱い 一部代理 同意権・取消権はない |
| 対象者 | 判断能力がない、もしくは十分ではない | 判断能力は十分ではないが、契約能力のある方 |
| 費用 | 家庭裁判所が決定 | 基本料金 通帳本人保管 1回1時間まで1,500円 通帳社協預り1回1時間まで2,800円 以降30分までごとに600円加算 書類等預り1ヶ月1,000円 |

小平市社会福祉協議会HPより

ご清聴ありがとうございました。

